



KAWASAKI CITY

# お知らせ

平成13年4月24日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき、「浮島地区蒸気原動機羽根製造工場計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	浮島地区蒸気原動機羽根製造工場計画		
指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第3種行為）		
指定開発行為の目的	既存の一部倉庫（建築面積6,146.22㎡）を蒸気原動機羽根の製造工場に整備（用途変更）する。		
指定開発行為の内容	土地利用計画	敷地面積	47,490 ㎡
		生産施設用地	6,146 ㎡
		研究施設用	4,030 ㎡
		倉庫用	1,819 ㎡
		植栽地	13,000 ㎡
		構内通路・駐車場	22,495 ㎡
	設備計画	翼面加工機、マニシングセンタ、フォーク溝加工機、フォークカッター再研磨機、ピン穴加工機、天井クレーン、翼面半自動研磨機、フォークカッター	
生産量	約5,000本/年		
実施する区域	川崎市川崎区浮島町4-1		
施行期間	（着手予定）平成13年6月、（完了予定）平成14年1月		
条例準備書の縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）		
縦覧期間及び時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年4月24日（火）から平成13年6月7日（木）まで</li> <li>ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。</li> <li>午前8時30分から午後5時まで。</li> </ul>		
意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例環境影響評価準備書について御意見のある方は、意見書を提出することができます。</li> <li>平成13年6月7日（木）までに川崎市環境局総務部環境審査課あてに提出してください。</li> <li>なお、意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。</li> <li>郵送の場合は6月7日までの消印を有効とします。</li> </ul>		
問い合わせ先 意見書提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市環境局環境評価室 044（200）2156</li> <li>〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室</li> </ul>		